

介護する人^{ケアラー}を理解し、 支える輪を広げましょう

市では、今年3月に「戸田市ケアラー支援条例」を制定し、ケアラーへの理解を深めるために研修会を実施します。この機会に、ケアラーやヤングケアラーについて考えてみませんか。

■問い合わせ 福祉総務課(内線650)



「ケアラー」が 孤立しない社会へ

ケアラーとは、高齢や障害、疾病などにより援助を必要とする親族や友人、その他の身近な方に対して、**無償で介護や看護、日常生活上の世話などを行う方**です。そのうち18歳未満の方を「**ヤングケアラー**」と言います。県の「ケアラー月間(11月)」に合わせ、**ケアラーが孤立しない社会の実現**を目指しています。

●仕事と病気の子どもの看病で
ほかに何もできない



●遠くに住む高齢の親が心配で
頻繁に通っている



●親に代わり、幼い兄弟の
世話をしている



●障害や病気を持つ家族の
世話をしている



家族のケアや手伝いなどの悩みや、周囲にケアラーかもしれない方がいた場合は、以下へお問い合わせください。

ケアラーに関する問い合わせ：福祉総務課

TEL：441-1800(祝日を除く平日、午前8時30分～午後5時15分)

FAX：441-1977 メール：fukushi-somu@city.toda.saitama.jp

ヤングケアラーに関する問い合わせ：

こども家庭相談センター(福祉保健センター内)

TEL：433-2222(祝日を除く平日、午前9時～午後5時)

ケアラーへの支援について 一緒に考えませんか

ケアラーに求められる支援のあり方や支援における課題などを学びます。

■問い合わせ 福祉総務課(内線650)

と き●11月22日(水)、午後3時～4時30分

と ころ●文化会館 304会議室

講 師●一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事 ^{ほりこしえいこ} 堀越栄子さん

対 象●市内在住・在勤・在学者 ※費用無料

定 員●50人 ※先着順。事前申込制

申 込●11月19日(日)までに市ホームページの申込フォームまたは
電話、メール、FAXで



市のケアラー支援
について詳しくは
こちら



「もしかして、虐待かも。。。と思ったら、 ご連絡ください

■問い合わせ こども家庭支援室(内線701)

毎年11月は**オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン**期間です。オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。

●子どもの泣き声が頻繁に聞こえる

●子どもが一人で外に出されている、ベランダにいる

●子どものいる家で怒鳴り声が聞こえる



など、心配な様子があったら
電話してください



児童虐待の連絡は**全国共通3桁ダイヤル ☎ 189**

(全国どこからでもつながります。24時間365日対応・通話料無料)

いち はやく

— 18歳までの子どもに関する相談も受け付けています —

●こども家庭相談センター(福祉保健センター内)

子育て中には、さまざまな悩みを持つことがあるかもしれません。困り事があれば、こども家庭相談センターと一緒に考えます。どんなことでも気軽に相談してください。

☎433-2222(年末年始・祝日を除く平日、午前9時～午後5時)

●県南児童相談所

☎048-262-4152(年末年始・祝日を除く平日、午前8時30分～午後6時15分)

保護者支援セミナーを開催します

と き●令和6年1月20日(土)、午前10時～11時30分

と ころ●福祉保健センター(大字上戸田5-6)

対 象●小学4年生～中学生の子どもがいる保護者、20人

内 容●思春期の子どもへの親の接し方

申 込●11月1日(水)から、電話(299-2816)または窓口で

